

尼崎市情報公開・個人情報保護

審査委員会答申

(答申第22号)

^

(平成25年1月10日)

答 申

第1 本審査委員会の結論

尼崎市監査委員（以下「実施機関」という。）が、平成23年10月24日付け尼監第4080号の2で行った公文書部分開示決定処分は妥当である。ただし、意見を付記する。

第2 異議申立ての趣旨及び理由

異議申立人の異議申立書及び意見聴取時の主張要旨は次のとおりである。

1 本来開示されるもの

本件対象文書である社会福祉連絡協議会の決算書等は本来公開されるべきものであり、個人情報等には当たらず、開示されたとしても、だれにも利害関係はなく不利益は生じない。

2 第三者の提供資料には当たらない

本件対象文書は、尼崎市協働推進局（現市民協働局）から提出されたものであり、第三者の提供資料には当たらない。仮に第三者提供の資料を出さないのであれば、今回開示の文書の中に同類の第三者の文書が含まれているが、それについての整合性はない。

第3 実施機関の主張要旨

実施機関の不開示理由説明及び意見聴取時の主張要旨は次のとおりである。

地方自治法第199条第8項においては、監査委員が監査のため必要があると認めるときは、関係人に対して出頭、調査、書類の提出等を求めることができる旨の規定が設けられているが、これらには法的な強制力がなく、関係人の理解と協力のもとに行われている。また、同法第198条の3第2項においては、監査委員に守秘義務が課せられているが、このことは監査委員に対する情報提供に際しても信頼を期待されることとなるものであり、強制力がない中で関係人の理解と協力のもとに提供された情報は、監査委員の守秘義務に属するものである。

こうした情報が監査結果以外の方法で開示されることは、関係人からの信頼を損なうものとなりかねず、信頼関係の崩壊は、当該監査の執行のみならず、今後の住民監査請求に係る監査の執行をも阻害することとなる。

本件対象文書は、住民監査請求に係る監査を行うために、実施機関の事務局職員が尼崎市外部の資料提供者に対し、監査結果以外の方法では開示しない旨を説明した上で、尼崎市協働推進局（現市民協働局）を通じて提供を受けたものである。

また、今回の開示請求において部分開示した文書の中に、係る住民監査請求よりも前に尼崎市が第三者から取得している文書も含まれており、実施機関としてはもう少し慎重な判断が必要だったと考えている。

これらを総合的に判断すると、本件対象文書は、尼崎市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第6号に規定する「本市の機関、（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行

に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当し、不開示としたものである。

なお、実施機関は異議申立項目以外の不開示箇所の理由についても、公文書部分開示理由説明書の中で説明しているが、本審査委員会の審査対象外となるため、記載しないものとする。

第4 審査委員会の判断

1 本件対象文書の内容等について

本審査委員会においては、本件対象文書等について、以下の確認を行った。

ア 本件対象文書は、実施機関が住民監査請求に基づき監査を実施するに当たって、尼崎市協働推進局（現市民協働局）を通じて取得した文書で、尼崎市潮江社会福祉連絡協議会理事会総会の資料である。

イ 本件対象文書には、潮江社会福祉連絡協議会（以下「潮江連協」という。）における予算書・決算書が含まれる。

ウ 尼崎市における社会福祉協議会は以下の構成となっている。

社会福祉協議会（以下「本部社協」という。）

- ・社会福祉協議会中央支部
- ・社会福祉協議会小田支部（以下「小田支部社協」という。）
- ・社会福祉協議会大庄支部
- ・社会福祉協議会立花支部
- ・社会福祉協議会武庫支部
- ・社会福祉協議会園田支部

社会福祉連絡協議会（以下「連協」という。）

- ・潮江連協外73組織

単位福祉協会

- ・626組織

本部社協は、尼崎市内の各行政区単位（中央、小田、大庄、立花、武庫、園田）に支部（以下「支部社協」という。）を設置している。連協は本部社協から独立した任意団体ではあるが、尼崎市からの補助金や連絡体制などにおいて、支部社協が各行政区内で組織されている連協を統括している面もある。

潮江連協は小田地区の連協である。

エ 本部社協に係る事務を所管している尼崎市市民協働局市民活動推進担当（以下「市民活動推進担当」という。）及び小田支部社協に係る事務を所管している尼崎市市民協働局小田地域振興センター（以下「小田地域振興センター」という。）は、住民監査請求以前は本件対象文書を保有していなかった。

オ また、社協本部及び小田支部社協も本件対象文書を保有していなかった。

カ 本件開示請求において、実施機関が部分開示した文書には、尼崎市が第三者から取得した文書が含まれていたが、住民監査請求が行われる前に取得していたものである。

次に、本件対象文書に含まれる潮江連協の予算書・決算書から、尼崎市から潮江連協に対し補助金等が支出されていることがわかったため、その内容について任意ではあるが、本審査委員会として調査を行った。調査及び調査結果は以下のとおりである。

ア 市民活動推進担当や小田地域振興センターは本件対象文書の詳細を把握しておらず、本部社協及び小田支部社協に対し調査を行った。

イ 尼崎市から連協への補助金の流れは「尼崎市 社協本部 各支部社協 各連協」である。潮江連協には、間接的ではあるが、社協本部及び小田支部社協を通じて、尼崎市から補助金が支出されている。

ウ しかしながら、本部社協では各連協単位の内容や金額を把握していなかった。また、小田支部社協においては、連協に係ることについては、小田支部社協の判断だけでは、明確にはできないとのことであった。

エ よって、尼崎市から間接的に潮江連協に補助金を支出しているが、本件対象文書に含まれる予算書・決算書に記載されているどの項目のどの金額が、補助金に該当するのか判断できなかった。

2 判例等について

本件と内容的に必ずしも一致するものではないが、住民監査請求に係る情報公開に関する判例や裁判例として、次のような例がある。

最高裁平20（行ヒ）第386号（抜粋）

・・・区議会の議員等がその具体的な目的や内容等を監査委員に任意に回答する場合、監査委員限りで当該情報が活用されるものと信頼し、監査委員においてもそのような保障の下にこれを入手するものと考えられる。仮に、そのような保障がなく、政務調査活動に関し具体的に回答したところが情報公開の対象となり得るとすれば、区議会の議員等において、監査委員にその回答をすることに慎重になり、あるいは協力を一律に控えるなどの対応をすることも想定されるところである。そのような事態になれば、同種の住民監査請求がされた場合、正確な事実の把握が困難になるとともに、違法又は不当な行為の発見も困難になり、議員等の任意の協力の下に上記情報を入手して監査を実施した場合と比較して、監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは明らかである。・・・

大分地裁平9（行ウ）第20号（抜粋）

・・・将来の監査請求人によっては、公表を前提としないで提出する事実証明書が公開されるということになれば、不安、不快の念を抱き、あるいは監査対象者、当該監査請求により不利益を受ける者や第三者からの批判、非難等を怖れるなどして、今後の住民監査請求を差し控えるなど、事実証明書の公開が、当該地方公共団体の住民の今後の住民監査請求の権能の行使に対して萎縮的効果をもたらす事態も当然に予想される。

そうであれば、事実証明書の公開によって将来の監査事務に著しい支障を生じるおそれがあるというべきである。・・・

3 事務事業情報及び公金支出に係る情報の判断について

事務事業情報について

- ア 条例第7条第6号には事務事業情報を理由として不開示にできる規定がある。
- イ 本件対象文書は、潮江連協に属する者であれば、公表されるべきものであるとともに、予算・決算の各項目や予算・決算以外の内容について、異議申立人が主張するように、関係者以外の者に開示されたとしても、個人情報を除けば、不利益を被る者はないと考えられる。
- ウ しかしながら、実施機関は監査結果以外の方法では開示しない旨を説明した上で、本件対象文書の提供を受け、監査結果の公表においても、本件対象文書を公表していない。従って本件対象文書の提供は、実施機関が主張するように、地方自治法第199条第8項に基づく監査委員の職務権限により、提供者の任意の協力で行われたものと考えられ、公開を前提としない提供と言える。
- エ 以上のことから、個人情報を除けば、本件対象文書を公開することにより、不利益を被る者はないと考えられるものの、判例や裁判例にあるように、公開を前提とせずに提供された資料を公開した場合には、今後の同種の住民監査請求等の監査事務において、必要な情報を入手する際に、任意の協力を得ることができない可能性を否定できない。よって、条例第7条第6号アに規定する「監査検査、取締り・・・に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ」がないとは言いきれない。

公金支出に係る情報について

- ア 一方、本件対象文書が公金支出に係る文書であることにも着目し、調査・審議を行った。
- イ 上述のとおり、尼崎市から潮江連協に対し、間接的ではあるが補助金が支出されており、それを示すと思われる内容が、本件対象文書に記載されている。しかしながら、本審査委員会の調査では、具体的にどの項目にどれだけの公金が支出されているかまでは特定できなかった。
- ウ 条例第1条には「・・・地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を具体化するため、公文書の開示を求める権利を明らかにし、・・・市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の的確な理解と批判の下にある公正で開かれた行政を推進し、市民による市政への参画を進めるのに資することを目的とする。」と条例の目的が規定されている。本来であれば、この条例の目的に照らし、公金支出に係る文書については、公金支出に係る部分だけでも開示すべきであるが、審査委員会として具体的に公金支出に係る箇所を特定できなかったため、部分開示(公金支出にかかる部分のみ開示)という判断には至らなかった。
- 判断

よって、本件対象文書は、不開示やむなしと判断する。

4 意見について

上記のとおり、本件対象文書の不開示はやむなしと判断を行ったが、以下の意見を付記する。

尼崎市長に対する意見

- ア 本件対象文書は、間接的ではあるが、公金支出に係る文書であり、潮江社協以外の73の連協にも同様の文書が存在すると予想される。

イ こうした公金支出に係る文書については、公金の適切な用途を把握するためにも、本来、尼崎市の担当部局において保有しておくべきであろう。

ウ そもそも本件対象文書を担当部局が保有していれば、上述（３ エ）の「公開を前提とせずに提供された資料を公開した場合には、今後の同種の住民監査請求等の監査事務において、必要な情報を入手する際に、任意の協力を得ることができない可能性を否定できない。よって、条例第7条第6号アに規定する『監査検査、取締り・・・に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ』がないとは言い切れない。」ということを検討する必要はなかった。すなわち、本請求においても「市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の的確な理解と批判の下にある公正で開かれた行政を推進し、市民による市政への参画を進めるのに資すること」という条例の目的に適う対応ができたはずである。今後は本件の様な公金に関する文書についてより適切な管理が望まれるところである。

実施機関に対する意見

ア 条例第15条第1項には、開示請求に係る公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる旨を規定している。

イ 実施機関は、意見聴取時の質疑において、住民監査請求以前に尼崎市において取得していた第三者に係る文書を開示（個人情報を除き部分開示）したことについて、開示の確認を行うべきであったと述べている。一方、本件対象文書については、監査結果以外の方法では開示しない旨を提供者に事前に説明していることをもって、提供者への意見照会を実施していないと述べている。

ウ 本審査委員会で確認したところでは、本件対象文書の中に公開されても支障が生じるとは思えない箇所がある。加えて、尼崎市からの公金の支出に係る文書であることを考えれば、結果は別にして、最初から全部不開示とするのではなく、開示できるところはないか等の意見を提供者に聴くなどもっと丁寧な対応ができるのではないかと考える。

5 結論

上記の理由により、本審査委員会は、「第1 本審査委員会の結論」に記載のとおり答申する。

なお、本件については、尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会条例第8条第1項の規定に基づき、本審査委員会の第2部会において審議を行ったものである。

以上

(参考)

審 査 の 経 過

	審 査 経 過
平成23年12月7日	・ 諮問書(諮問第22号)を受理
平成24年5月28日	・ 審査委員会第2部会に付託
平成24年6月28日	・ 審議
平成24年9月25日	・ 異議申立人の意見陳述 ・ 実施機関から意見聴取 ・ 審議
平成24年12月7日	・ 審議
平成25年1月10日	・ 答申

審査委員会第2部会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
石橋 伸子	弁護士 (神戸シティ法律事務所)	
松並 潤	神戸大学大学院国際協力研究科教授	